

参加料の記載のないものは無料です。/市外局番(0154)を省略しています。/市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

橋梁補修工事のお知らせ
～鳥取橋(市道鉄北幹線通2)～



工事期間 = 5月中旬～8月中旬※工事期間の一部で、通行止めを予定しています。詳細は決まり次第、市ホームページ等でお知らせします/道路河川課建設担当(☎31-4561)

消防本部からのお知らせ

●春の火災予防運動
4月20日(月)～30日(木)
統一防火標語「ひとつずつ いいね! で確認 火の用心」
①家の周りに燃えやすいものは置かない ②寝たばこやたばこの投げ捨てをしない ③揚げ物をするときはその場を離れない ④子どもにはマッチやライターで遊ばせない ⑤電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない ⑥ストーブには燃えやすいものは近づけない ⑦外出前に火の点検
●林野火災・野火に注意!
市消防本部管内では、4月が最も火災発生件数が多く、特に野火が多く発生していますので、次のことに気をつけてください。
○たばこの投げ捨てはしない ○火遊びをしない ○ごみは焼却処分しない
☎消防本部予防課予防広報担当(☎23-0426)

タイヤ交換について

摩耗したスタッドレスタイヤを夏季も使用することは、燃費の悪化だけでなく、制動距離の延長や雨天時のスリップ、カーブでの予想外の膨らみにつながり、大変危険です。適切なタイミングでのタイヤ交換をお願いします。
☎市民生活課(☎31-4521)

建築指導課からのお知らせ

①既存住宅耐震改修費補助申請
まもなく受付開始!
対象住宅 = 申込者が所有かつ居住している住宅、長屋、併用住宅、共同住宅で、81(昭和56)年5月31日以前に着工され、現行の規定に満たないと判定されたもの/☑市内に住所を有し、市税等の滞納がない方/補助金額 = 耐震改修工事費の23%以内で、限度額は45万円
②住宅エコリフォーム補助申請
まもなく受付開始!
対象住宅・工事 = 申込者が所有かつ居住、または工事後速やかに居住する戸建住宅、長屋または共同住宅の住戸部分(分譲マンションは専有部分)で、市内に本店を有する事業者または住民登録している個人が施工する20万円以上の工事/☑市税等の滞納がない満20歳以上の市民または工事後速やかに市民になる方/補助金額 = 補助対象工事費の10%以内で、限度額は戸当たり50万円※高齢者同居加算・地域材利用加算制度もあります。
【①②共通】受付期間 = 4月6日(月)～10月30日(金)(先着順)/☑既に着工している場合は対象外。補助を受けるためには各種条件がありますので、詳しくはお問い合わせください/☑建築指導課指導防災担当(☎31-4569)

③老朽化が著しい空き家の除却費を一部補助します

対象の空家等 = 市の調査により、国の基準に基づく「不良住宅」と判定された専用住宅、共同住宅、長屋住宅または併用住宅であって、市の指定する地区に位置し、かつ所有権以外の権利が設定されていないもの/☑空家を所有している個人(所有者が死亡している場合は、その相続人を含む)で市税の未納がない方/補助金額 = 除却工事費の3分の1以内で限度額は30万円/除却工事業者の要件 = 市内に本店、支店等があり、建設業許可または解体工事者登録を受けている事業者/☑既に終了した工事、着手している工事は対象外。他にも要件があるので、市ホームページをご覧ください。予定件数を超過した場合は、不良住宅の判定基準により、優先度の高い順に交付予定者を決定/☑4月20日(月)～5月15日(金)(必着)に申請書を直接または郵送で市役所5階建築指導課指導防災担当(〒085-8505黒金町7-5☎31-4569)へ

ヒグマに注意!

春先はヒグマの活動が活発になりますので、次の点にご注意ください。
○薄暗い時間帯に外出する際は注意する ○ヒグマを呼び寄せる食べ物や生ごみは屋外に置かない ○山林に入る前に、市町村役場や森林管理署などで、事前にヒグマの出没情報を確認し、出没情報や注意看板がある場所への立ち入りは避ける ○山林に入る際は鈴などの音が出るものを身につけ、なるべく単独行動は避ける ○子グマに遭遇した場合、近くに母グマがいる可能性が高いため、驚かさないう視線をそらさず、ゆっくり後退する
※ヒグマの姿や足跡などを見つけたら、ご連絡ください。
☎環境保全課自然保護担当(☎31-4594)、☎市民課環境担当(☎66-2211)、☎市民課環境担当(☎01547-6-2231)、☎釧路警察署(☎23-0110)

各種相談



- 女性のための無料法律相談(要予約。先着4人)
☎4月8日(水)午後1時～3時/☎☎4月1日(水)午前9時から電話で男女平等参画センターふらっと(☎65-1034)へ
- 障がい者就労支援相談(要予約)
☎4月16日(木)午後1時～4時/☎防災庁舎3階障がい福祉課/☎障がい福祉課(☎23-5201)、障がい者就業・生活支援センターぷれん(☎65-6500)
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う経営・金融相談窓口
無利子で200万円までの融資あっせんを行う丸鋼資金(特例)のご案内を始め、中小企業者の皆さんの経営、金融に係るご相談をお受けします。
☎商業労政課(☎31-4611)
- 身体障がい者相談(要予約)
身体に障がいのある市民を対象に権利擁護のための相談を行います。
☎4月～21(令和3)年3月の毎月第2月曜日(祝日は除く)午前10時～正午/☎各回若干名/☎開催日の1週間前までに電話またはファクスで身体障害者福祉センター(川北町4-17☎24-7471☎24-7459)へ
- 多重債務 夜間無料相談(要予約)
☎毎週水曜日午後6時30分～7時30分/☎予約時にお伝えします/☎釧路弁護士会法律相談センター(☎41-3444)
- 法律相談(要予約。先着6人)
☎4月3日(金)、17日(金)午後1時～3時
- 人権相談(要予約。先着5人)
☎4月10日(金)、24日(金)午後1時～3時30分
- 行政相談(当日受付)
☎4月7日(火)、21日(火)午後1時～3時
【共通】☎市役所1階市民相談室/☎相談日の1週間前の午前8時50分から電話で市民協働推進課(☎31-4504・4505)へ※行政相談は当日受付

市有地売ります

◆20(令和2)年度価格固定先着順による市有地売払い

物件番号	所在地番	地目	地積
1	釧路市大町7丁目11番	宅地	240.19㎡ (72.65坪)
2	釧路市春採1丁目132番2	宅地	198.86㎡ (60.15坪)
3	釧路市白樺台6丁目6番4	宅地	229.40㎡ (69.39坪)
4	釧路市阿寒町富士見2丁目50番	宅地	380.79㎡ (115.18坪)
5	釧路市阿寒町中央2丁目25番112	宅地	464.68㎡ (140.56坪)
6	釧路市阿寒町中央2丁目25番142	宅地	461.91㎡ (139.72坪)
7	釧路市音別町朝日3丁目36番	宅地	334.25㎡ (101.11坪)
8	釧路市音別町中園1丁目30番1	宅地	614.26㎡ (185.81坪)
9	釧路市音別町中園1丁目30番2	宅地	611.58㎡ (185.00坪)
10	釧路市音別町中園1丁目30番3	宅地	612.07㎡ (185.15坪)

・受付期間 4月15日(水)～21(令和3)年2月26日(金)
・売払い価格 各物件の売払い価格は、4月15日(水)から市ホームページで公開します。
☎物件番号1～3は市有財産対策室(☎23-5195)、物件番号4～6は☎地域振興課(☎66-2122)、物件番号7～10は☎地域振興課(☎01547-6-2231)

◆20(令和2)年度一般競争入札による市有地売払い予定

所在地番	地目	地積	入札予定月
釧路市川北町8番2	宅地	1,095.71㎡ (331.45坪)	8月
釧路市川北町8番7	宅地	109.60㎡ (33.15坪)	8月
釧路市旭町1番6	宅地	378.31㎡ (114.43坪)	8月
釧路市鶴ヶ岱1丁目82番68	宅地	290.93㎡ (88.00坪)	11月
釧路市寿3丁目15番10の内	宅地	265.82㎡ (80.41坪)	11月

・日時、参考価格等詳細については、随時、本紙および市ホームページで公開予定です。
☎市有財産対策室(☎23-5195)

市民意見提出手続き条例に基づき、皆さんの意見を募集します

下記の素案の詳しい内容は、各公表場所に備え付けの資料か市ホームページをご覧ください。

釧路市水産資料展示室条例施行規則の一部を改正する規則	
内容	市の水産業についての知識の普及を図ることを目的として、釧路市水産資料展示室(通称「マリン・トポスくしろ」)を設けている。本施設の来場者の利便性の向上を図るために、5～10月と定めている開設期間を1カ月延長し、5～11月とするほか、来場者が少ない8・9月の日曜日、祝日の開場日を休場日に変更するよう本条例施行規則の一部を改正するもの。
募集期間	～4月中旬
原案の公表場所	市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ くしろ水産センター2階水産課
意見の提出方法	住所、氏名(団体名)、電話番号を記入の上、メール、郵送、信書便、ファクス、持参で提出してください。様式は問いません。
提出・問合せ先	水産課(〒085-0024浜町3-18☎22-0191☎22-9395) ☎su-suisan@city.kushiro.lg.jp